

第4次中野区一般廃棄物処理基本計画の策定及び
パブリック・コメント手続の実施結果について

中野区一般廃棄物処理基本計画は、中野区が長期的・総合的視点に立って、計画的な廃棄物処理の推進を図るための基本方針となるものである。

このたび、パブリック・コメント手続を実施の上、以下のとおり第4次中野区一般廃棄物処理基本計画を策定したので、報告する。

1 パブリック・コメント手続の実施結果

- | | |
|----------------------|----------------|
| (1) 意見募集期間 | 令和3年8月12日～9月1日 |
| (2) 提出された意見数 | 2件 |
| (3) 提出された意見の概要と区の考え方 | 別紙1のとおり |
| (4) 提出された意見により変更した箇所 | なし |

2 第4次中野区一般廃棄物処理基本計画(案)からの変更点
なし

3 第4次中野区一般廃棄物処理基本計画
別紙2のとおり

4 今後の予定

- | | |
|-----------|--------------------------|
| 令和3年10月上旬 | パブリック・コメント手続の実施結果及び計画の公表 |
| 10月20日 | なかの区報掲載 |

提出された意見の概要と区の考え方

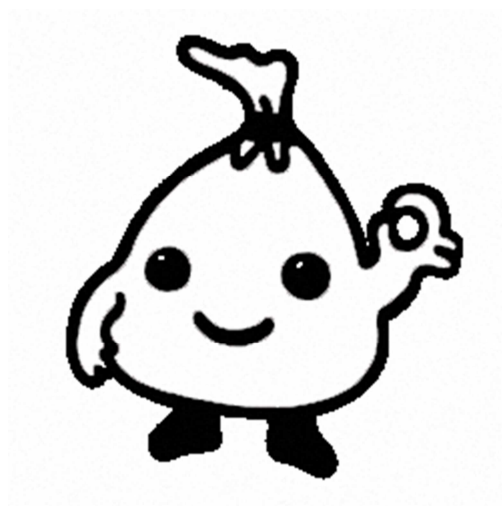
【第4次中野区一般廃棄物処理基本計画(案)について】（2件）

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	中野区は23区の中で1区のみ独自で業者を選択している。区民によるごみや資源の分別の負担は限界に来ている。	ごみの収集・運搬や資源の回収については、区が直接行っている業務のほか、事業者等に業務を委託しているものもある。業務を委託する事業者の選定にあたっては、業務の性質等を考慮し、公正性及び公平性を確保している。資源化及びごみの減量を効率的に進めて行くためには、区民による分別の協力が不可欠である。
2	【P28】5. (2)拠点回収の促進 区施設に設置している使用済み乾電池の回収箱については、写真を用いるなどして回収の対象となる乾電池をわかりやすくしてはどうか。 また、現在、区が回収の対象としていないボタン電池については、回収協力店に登録して区立施設での拠点回収をできるようにしてはどうか。	使用済み乾電池の拠点回収については、ご提案の方法も含め、回収する乾電池の種類などをわかりやすくPRするなどの工夫をしていく。 ボタン電池の回収について、業界団体の電池回収協力店に登録できるのは、乾電池を販売している小売店のみとなっており、区は登録することができない。廃棄方法については、引き続き区ホームページ・リーフレット等により周知を行っていく。

第4次中野区一般廃棄物処理基本計画

－なかのごみゼロプラン－

(令和3(2021)年度から令和12(2030)年度)



中野区ごみ減量キャラクター ごみのん

令和3年9月

中野区

目 次

第1章 基本計画の改定にあたって	1
Ⅰ 計画改定の背景	1
Ⅱ 計画の位置づけと計画期間	3
1. 計画の位置づけ	3
2. 計画期間	3
第2章 これまでの取組と成果	4
Ⅰ 前計画の実施状況	4
1. 施策の実施状況	4
2. 前計画の数値目標、およびその達成状況	10
Ⅱ ごみ・資源の現状	11
1. ごみ量、資源量の推移	11
2. ごみの中に含まれているもの	12
3. 廃棄物処理・資源化費用	13
Ⅲ 計画改定に向けた課題	14
第3章 ごみ処理基本計画	16
Ⅰ 基本理念と計画目標	16
1. 基本理念	16
2. 将来の姿	19
3. 基本方針	20
4. ごみ減量の指標、目標	21
Ⅱ 計画実現のための重点施策	23
1. 普及啓発の充実	23
2. 食品ロスの削減	25
3. ごみと資源の発生抑制に関する啓発	26
4. 分別の徹底・適正排出	27
5. 効率的な資源化の推進	28
6. 事業系ごみの減量と適正排出の促進	30
7. 適正なごみと資源の収集・運搬	32
8. 他区等と連携した処理・処分	33
9. 災害廃棄物の適正な処理	33
第4章 生活排水処理基本計画	34
Ⅰ 生活排水処理の現状	34
Ⅱ 生活排水処理基本計画	34
1. 基本方針	34
2. 収集・運搬計画	34
3. 処理・処分計画	34

参考資料	36
Ⅰ 中野区の人口	36
Ⅱ 土地利用	37
Ⅲ 住宅	38
Ⅳ 産業	39

第1章 基本計画の改定にあたって

I 計画改定の背景

地球温暖化に伴う気候変動や天然資源の枯渇など、環境への大きな負荷を低減させることが世界全体で取り組むべき課題となっています。多くの自治体が、発生した不用品の中から資源を循環させる従来のリサイクル（再生利用）中心の施策展開から、不用品を発生させないためのリデュース（発生抑制）を中心に据えた施策に移行しています。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs：エスディージーズ）」においてもエネルギーや資源、環境に関わる課題解決が「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現のために重要な目標として示されています。



以上のようなことから清掃・リサイクル事業のあり方だけでなく、日々ごみを排出する区民・事業者の暮らしのあり方自体が問われる時代になっています。区は、平成 28(2016)年 3 月に「第 3 次中野区一般廃棄物処理基本計画－なかのごみゼロプラン－」（平成 28(2016)～37(2025)年度）（以下「第 3 次計画」という）を策定し、「環境にやさしいごみゼロ都市」の理念のもと、以下の様々な施策を展開し現在に至っています。またこの間、国や都、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という）などにおける廃棄物行政も様々に変化しています。

国	○平成 30(2018)年 「第四次循環型社会形成推進基本計画」策定 持続可能な社会づくりとの統合的取組（環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上）を掲げ、SDGs と関連付けた政策目標を設定。 ○令和元(2019)年 「食品ロス削減の推進に関する法律」制定 国民運動として食品ロスの削減を推進するため、令和元(2019)年 5 月に公布、10 月に施行。 ○令和元(2019)年 「プラスチック循環戦略」策定 資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化等の幅広い問題を解決するために、プラスチックの資源循環を総合的に推進する。 ○令和 3 年(2021)年 6 月 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」制定 プラスチック使用製品の設計から廃棄に至るまでのライフサイクル全般において、あらゆる主体によるプラスチック資源循環の取組を促進する。
---	---

東京都	○平成 28(2016)年 「東京都資源循環・廃棄物処理計画～Sustainable Design Tokyo～」改定 2030 年度の最終処分量を 2012 年度比 25%減とする。(最終処分率 3.3%) ○平成 29(2017)年 「廃棄物等の埋立処分計画」改定 ○令和元(2019)年 「ゼロエミッション東京戦略」策定 2050 年までに CO2 排出実質ゼロをめざす。 ○令和 3 (2021)年 3 月 「東京都食品ロス削減推進計画」策定 2030 年度の食品ロス発生量、2000 年度比半減を目標とする。
清掃 一組	○令和 3 (2021)年 「一般廃棄物処理基本計画」改定 新施設整備の際は、処理過程での選別精度を既存施設よりさらに向上させ、資源回収とともに、不燃ごみ・粗大ごみ処理残さの可燃分を徹底的に回収し、焼却処理を拡大することで最終処分量の削減に努める。
中野区	○平成 28(2016)年 区内大学と連携した食品ロス削減対策事業を開始。 ○平成 29(2017)年 10 月 「陶器・ガラス・金属ごみ」を民間の資源化施設に搬入して資源化する取組を開始。当初は 3 分の 1 を対象とし、平成 31(2019)年 4 月から全量資源化を実施。 ○「中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」で禁止している資源の持ち去り行為について、平成 30(2018)年 1 月 1 日から罰則規定及び氏名等の公表規定を新設。 ○平成 31(2019)年 3 月 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づく認定事業者と協定を締結。同年 4 月から宅配便を利用したパソコンの回収を実施。 ○令和元(2019)年 10 月 食品ロス削減協力店登録事業「なかの☆もったいないぱくぱくパートナーズ」を開始。 ○令和 2 (2020)年 4 月 フードドライブを開始。

こうした区を取り巻く様々な状況を踏まえ、持続可能な循環型社会を形成するために、さらなるごみ減量をめざし、「中野区基本計画」(2021 年度～2025 年度)の策定にあわせ、第 3 次計画を改定し、令和 3 (2021)年度を始期とする「第 4 次中野区一般廃棄物処理基本計画ーなかのごみゼロプランー」を策定します。

II 計画の位置づけと計画期間

1. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）第6条第1項に基づく区の清掃・リサイクル事業の指針となるもので、平成28(2016)年3月に策定した「第3次中野区一般廃棄物処理基本計画－なかのごみゼロプラン－（平成28(2016)年度～平成37(2025)年度）」を踏まえた新計画になります。

本計画の他の計画との関係は図1のとおりです。

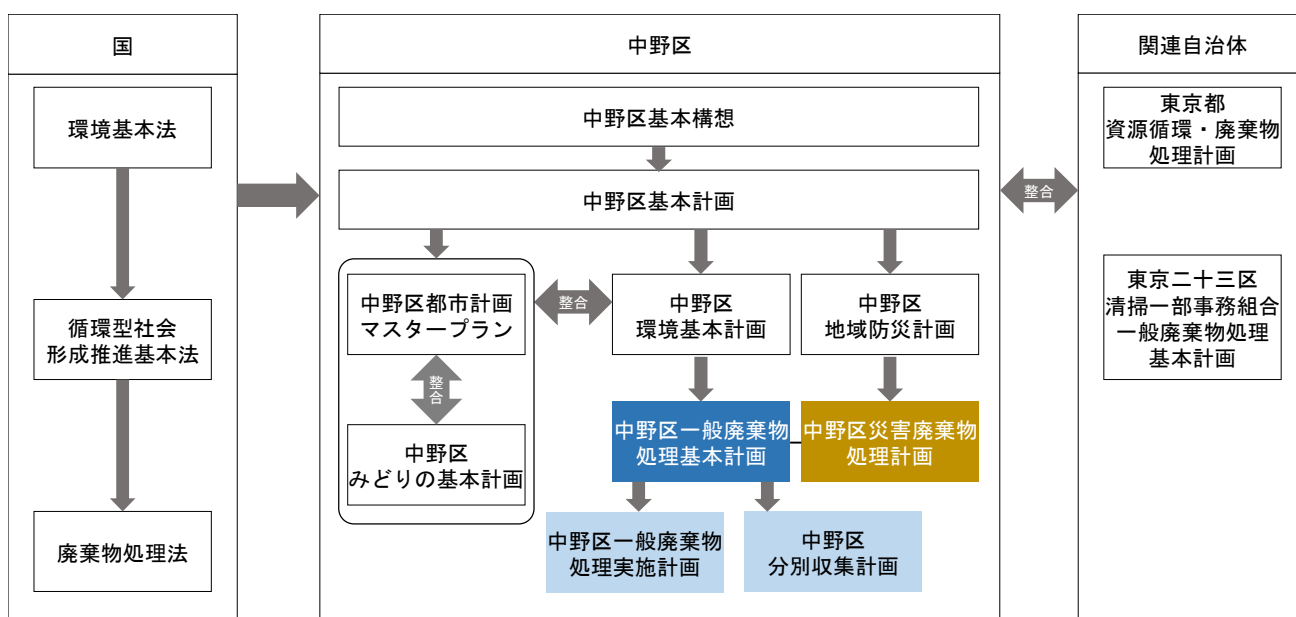


図1 計画の位置づけ

2. 計画期間

本計画は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までを計画期間とします。なお、概ね5年後、または取組の進捗状況や社会経済状況、制度の変更および関連計画との整合性などを踏まえ、必要に応じて計画内容を見直し、改定を行うこととします。

第2章 これまでの取組と成果

I 前計画の実施状況

1. 施策の実施状況

区が前計画において掲げた「計画実現のための重点施策」の実施状況（平成 28(2016)年度から令和 2(2020)年度まで）は以下のとおりです。表中には主に令和 2(2020)年度の実績を掲載しています。

これらの取組の結果、平成 31(2019)年度の区民 1 人 1 日あたりのごみ排出量は「460g」で、5 年前より 63 g 減少し、23 区の中で最も排出量が少なくなりました。

近年は区内人口の増加に伴い、区内全体のごみ排出量の減少率が鈍化していることもあり、引き続き、3 R（リデュース＝発生抑制、リユース＝再使用、リサイクル＝再生利用）意識の普及啓発に注力し、分別の徹底や資源化事業をさらに推進していく必要があります。

基本方針 1：入り口からのごみ発生抑制、再使用の意識醸成

(1) 普及啓発の充実

発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の意識を浸透させるため、様々な方法で普及啓発を行いました。

No	具体的な取組	実施状況等
1	「資源とごみの分け方・出し方」リーフレット等の充実	外国人向けに「やさしい日本語」版を発行した。 既存の英語・中国語・ハングルに加え、令和 2(2020)年度にベトナム語とネパール語版を作成した。
2	スマートフォンのアプリケーション等を活用した情報発信、啓発	平成 28(2016)年 7 月から日本語版ごみ分別アプリを導入した。平成 29(2017)年 7 月からは外国語版（英語・中国語・ハングル）を導入し、お知らせ機能を活用した情報発信を行った。 （令和 2(2020)年度現在累計ダウンロード数： 日本語版 41,751、外国語版 5,342）
3	イベント等での啓発活動	3 R 推進月間やなかのエコフェアでごみ減量に関するパネル展示を実施した。区報・区ホームページでも、様々な資源とごみに関する情報発信を行った。
4	ごみ減量出前講座の充実	座学での講座以外にも、夏祭りや運動会、餅つき大会等のイベントでゲーム形式の講座を行う等、要望に応じて様々な形態で講座を実施した。平成 31(2019)年度から「なかのエコポイント ¹ 」獲得対象。（令和 2(2020)年度実績：17 回、844 人）

¹なかのエコポイント：環境に配慮した様々な行動を応援するための制度。区による廃食用油の拠点回収やフードドライブ事業、ごみ減量出前講座やその他環境イベント等でポイントシールを配布。シールを集めると、区内共通商品券等に交換できる。

No	具体的な取組	実施状況等
5	子どもや若年層のごみ減量・リサイクル意識の育成	区内の大学生寮入居者を対象にごみの分別等に関するごみ減量出前講座を行った。 平成31(2019)年度にごみ減量キャラクター「ごみのん」の着ぐるみを製作、令和2(2020)年度にはスケルトン清掃車「ごみのんカー」を導入し、それらをイベント等に活用することで、子ども達を中心に幅広い世代にごみ減量について考えるきっかけを提供した。
6	事業者への普及啓発、国等への働きかけ	「事業系ごみ（資源を含む）の出し方」のリーフレットを作成し、配布や区ホームページへの掲載を行うことで、事業系ごみの適正排出の普及啓発を行った。

(2) 家庭ごみの適正排出の推進

町会・自治会、清掃協会の協力、集積所利用者、集合住宅の管理会社等の協力を得ながら、啓発や様々な施策、監視活動等により、適正排出指導を行いました。

No	具体的な取組	実施状況等
1	指導体制の強化	区職員によるパトロールや調査を行い、必要な排出指導を実施した。
2	集積所等監視カメラ等の設置	区民や収集職員からの情報により、不法投棄や不適正排出の多い集積所に、監視カメラを設置した。 (令和2(2020)年度延べ設置件数：38件)
3	優良集積所認定制度の実施	自薦や町会・自治会等の推薦により、優良集積所を認定し、区ホームページなどで取組事例を区民に周知した。(平成31(2019)年度認定件数：1件)
4	集合住宅への専用ごみ集積所の設置促進	集合住宅への排出指導等を行い、専用ごみ集積所の設置を促進した。
5	小規模集合住宅への指導徹底	改善の必要な集積所の実態調査を行い、オーナーや管理会社、居住者と協力関係を築き、改善指導を行った。 (令和2(2020)年度指導件数：103件)
6	生ごみ処理について	生ごみ処理機・生ごみコンポスト化容器のあっせんを行った。 (令和2(2020)年度実績：生ごみ処理機5件 生ごみコンポスト化容器2件) ごみ減量出前講座やなかのエコフェア等で、生ごみの水切り器・袋を配布し、水切りによるごみ減量を啓発した。
7	家庭ごみにおける費用負担制度の導入検討	23区全体で取り組むべき課題であると捉え、他区の検討状況等を注視し、引き続き検討していくこととした。

基本方針 2：資源回収のさらなる推進

(1) 資源回収の充実

環境負荷の低減に配慮しながら、既存の資源回収を充実させていくとともに、新たな資源回収事業を開始しました。

No	具体的な取組	実施状況等
1	集団回収に対する支援の推進	現状を把握した上で、区としての支援を行うために、町会・自治会と回収事業者との意見交換会を実施した（毎年度、区内南北2地域で各1回実施）。また、令和2（2020）年度には、古紙市況下落の対策として「集団回収維持対策制度」を5月に創設し、回収事業者に対して支援金を支給した。 資源の持ち去りに一層厳格に対応していくために、罰則規定と氏名公表規定を新設した。（平成30（2018）年1月1日施行）
2	びん・缶・ペットボトルの回収	町会・自治会等や区民との調整を図りながら、回収場所の設置や変更を行った。 適正排出を促すために、区報や区ホームページ、集積所への看板設置等により普及啓発を行った。 資源の持ち去りに一層厳格に対応していくために、罰則規定と氏名公表規定を新設した。（平成30（2018）年1月1日施行、平成30（2018）年度に刑事告発1件）
3	破砕回収機によるペットボトルの回収	多くの区民が破砕回収機を利用できるよう、設置店舗を増やした。（令和2（2020）年度設置店舗数：16店舗） 破砕回収機の利用者を増やすため、キャンペーンを実施するなど、周知や広報を行った。
4	プラスチック製容器包装の回収	ごみ減量出前講座等でプラマークを紹介するなど、分け方と出し方を説明し、分別徹底を啓発した。
5	乾電池の回収	区立施設等を利用した拠点回収を行い、資源化を行った。
6	金属系粗大ごみの資源化	粗大ごみの破砕処理施設に持ち込む前に、金属系粗大ごみをピックアップし、効率よく資源化を行った。
7	廃蛍光管の回収	区立施設等を利用した拠点回収を行い、資源化を行った。
8	使用済み小型家電の回収	区立施設等を利用した拠点回収を行い、資源化を行った。 通常の拠点回収に加え、平成29（2017）年から平成31（2019）年にかけて東京2020組織委員会が実施した「みんなのメダルプロジェクト」に参加し、小型家電から抽出したリサイクル金属で東京オリンピックのメダルを製作するための小型家電回収を実施した。

No	具体的な取組	実施状況等
9	廃食用油の資源化	区役所、リサイクル展示室での回収に加え、月に1回区民活動センター（15か所）での回収を実施した。平成30(2018)年度から「なかのエコポイント」獲得対象。
10	新たな資源回収の調査	平成31(2019)年度末をもって廃蛍光灯等の最終処分場への埋め立てが終了することを受け、平成31(2019)年4月から陶器・ガラス・金属ごみの全量資源化を開始した。 平成31(2019)年度から「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づく認定事業者と協定を結び、パソコンの無料回収を開始した。

基本方針3：事業系ごみの減量と適正排出

(1) 事業系ごみの減量と適正排出

区が収集するごみだけでなく、区内全体から排出される廃棄物を減らすために、事業系廃棄物の減量やリサイクル促進のための施策を実施しました。

No	具体的な取組	実施状況等
1	排出指導の徹底	有料ごみ処理券の貼付指導や、収集届出が未提出の事業者に対し、訪問・文書指導を行った。
2	事業系廃棄物収集届出制度の実施	平成28(2016)年度から事業系廃棄物排出届出制度を開始し、事業所から出るごみの適正排出の啓発を推進した。 (令和2(2020)年度廃棄物排出状況把握件数：11,561件)
3	小規模事業者の資源・ごみの排出ルートづくりの支援	地域ごとに収集するしくみや資源化ルートづくりの支援について、商店街単位での実施について検討を行った。
4	大規模事業用建築物への立ち入り調査	大規模事業用建築物の立ち入り調査を行い、ごみの適正排出とリサイクルの促進指導を行った。 (令和2(2020)年度立ち入り指導：52件)
5	一般廃棄物処理業者等に対する指導の推進	他区や東京二十三区清掃協議会と連携をしながら、許可・指導業務を行った。

基本方針４：環境に配慮した効率的な収集・運搬・処理

(1) 適正なごみ・資源の収集・運搬

環境負荷を低減し、区民の生活環境を良好に保つことを目的として、安全で着実なごみの収集と資源回収を行いました。

No	具体的な取組	実施状況等
1	安全・着実で、環境負荷を抑えたごみの収集と資源回収	定期的に安全運転講習会を行うなど、清掃車の安全な走行に努めた。環境負荷低減のために、エコドライブを徹底した。
2	訪問収集の充実	ケアマネジャー等と連携を図りながら、訪問収集を実施し、希望者には収集と同時に声かけ、見守りを実施した。 (令和2(2020)年度訪問収集：549世帯)
3	近隣清掃工場の整備等への対応	杉並工場（工期：平成24(2012)年9月～29(2017)年9月）と光が丘工場（工期：平成28(2016)年8月～令和3(2021)年3月）の建て替え工事に伴い、清掃一組の作成する搬入計画に従って作業計画を作成し、工場への運搬を行った。
4	適正な処理が困難な物の回収ルート確立	スプリングマットレス等の適正処理困難物について、23区が共同で設置している検討会等で関係団体等を訪問し、意見交換や課題共有等を行った。
5	有害物、危険物等のごみへの混入の防止	陶器・ガラス・金属ごみの全量資源化の中で、水銀含有物やライターなどの危険物も可能な限り資源化した。 有害物や危険物の出し方をリーフレットやごみ減量出前講座で周知し、区が収集を行わないものについては、事業者の自主回収に出すように指導した。
6	一般廃棄物処理業者等に対する指導の推進	他区や東京二十三区清掃協議会と連携を図りながら、許可・指導業務を行った。

(2) 中間処理・最終処分

23 区の一員として、また東京都 62 区市町村の一員として、各自治体と連携しながら、分別徹底とごみ減量を推進し、適切な中間処理と最終処分を行いました。

No	具体的な取組	実施状況等
1	23 区共同処理の継続	23 区が共同で、環境に配慮した清掃工場の運営と中間処理を行った。
2	最終処分場の延命化を見据えたプラスチックの処理	プラスチックの分別区分を区民に周知徹底し、プラスチック製容器包装を資源として分別排出することを促進した。
3	最終処分	埋め立て処分量ゼロをめざし、発生抑制の啓発や資源化促進等の施策を行った。(中野区が収集したごみ量に相当する平成 31(2019)年度の埋め立て処分量：約 6,000 t)

(3) 他の自治体との連携

23 区全体や周辺区と個別に連携を図り、施策を発展させていくよう努めました。

No	具体的な取組	実施状況等
1	他区との連携	「ごみ量推計・課題検討会」や「有料シール検討会」等の他区と共同で設置する検討会や意見交換の場を活かし、共通の課題解決に取り組んだ。また、ごみや資源の中間処理施設が所在する区と連絡会を行う等、連携を図った。
2	ごみ減量の強化	
3	災害廃棄物処理の検討	23 区共同で設置している検討会等において、大規模災害時の廃棄物処理について検討を行った。平成 31(2019)年度に防災用 MCA (Multi Channel Access radio system) 無線を 23 区と清掃一組で導入した。令和 2 (2020) 年度には災害時における収集・運搬等に関する協定を 23 区共同で関係 5 団体と締結した。

前計画の重点施策に掲げたもの以外に実施した施策

No	具体的な取組	実施状況等
1	食品ロス削減対策事業	区内の大学と連携し、親子向け料理教室の開催やあまりもののレシピ募集等、食品ロス削減対策事業を実施した。 令和元(2019)年 10 月に食品ロス削減協力店登録事業「なかの☆もったいない ぱくぱくパートナーズ」を開始した。 令和 2 (2020) 年 4 月にフードドライブ事業を開始した。
2	災害廃棄物処理基本計画の策定	災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理するために「中区災害廃棄物処理計画」を令和 3 (2021) 年 3 月に策定した。

2. 前計画の数値目標、およびその達成状況

平成 28(2016)年度策定の前計画では、目標年次の令和 2 (2020)年度には区民 1 人 1 日あたりのごみ排出量を 452 g への減量、資源化率は 32.8%への増加をめざしました。前項に記載した、実施した施策や啓発の成果により、平成 31(2019)年度の区民 1 人 1 日あたりのごみ排出量は 460g となり、目標値に近い値で減少しています。資源化率は前計画時とほぼ同様の 28.5%となりました。

			26(2014)年度 実績	31(2019)年度 実績	令和 2(2020) 年度計画
1 人 1 日あたりごみ量(g) ²			523	460	452
ごみ量 (区収集 年間)	燃やすごみ(t)		56,303	54,088	47,822
	陶器・ガラス・金属ごみ(t)		2,374	207	2,331
	粗大ごみ(t)		1,745	2,113	1,864
	ごみ量合計(t)		60,423	56,408	52,016
資源量 (年間)	びん・缶(t)		4,187	3,901	4,203
	ペットボトル(t) 破砕機除※残渣含む		1,136	1,213	973
	ペットボトル(t)破砕機分		112	128	208
	プラスチック製容器包装(t) ※残渣含む		2,338	2,372	2,584
	乾電池(t)		26	30	28
	布等拠点回収(t)		9	8	40
	集団回収(t)		15,297	12,568	16,743
	金属含有粗大(t)		732	507	621
	蛍光管(t)		1	2	1
	小型家電(t)		2.0	4.1	1.9
	その他	食用油(t)	0	3	0
		陶器・ガラス・ 金属ごみ(t)		1,807	
	資源量計(t)		23,840	22,543	25,403
	資源化率(%)			28.3	28.5

表 1 近年の排出実態、および前計画における目標値

² 1 人 1 日あたりごみ量：区が 1 年間に収集し、清掃一組の中間処理施設へ搬入したごみ（燃やすごみ＋陶器・ガラス・金属ごみ＋粗大ごみ）÷当該年度 1 月 1 日人口÷365 日（閏年は 366 日）

II ごみ・資源の現状

1. ごみ量、資源量の推移

ごみ量、資源量ともに減少傾向にあります。資源化率は28%前後で推移しています。平成26(2014)年度は粗大ごみ中の金属の資源化を始めた時期で、資源量の増加(468 t)以上にごみ量の減少(2,219 t)が進んだため、資源化率が大きな値となりました。また、平成31(2019)年度から陶器・ガラス・金属ごみの全量資源化を開始したため、資源化率が上昇しています。

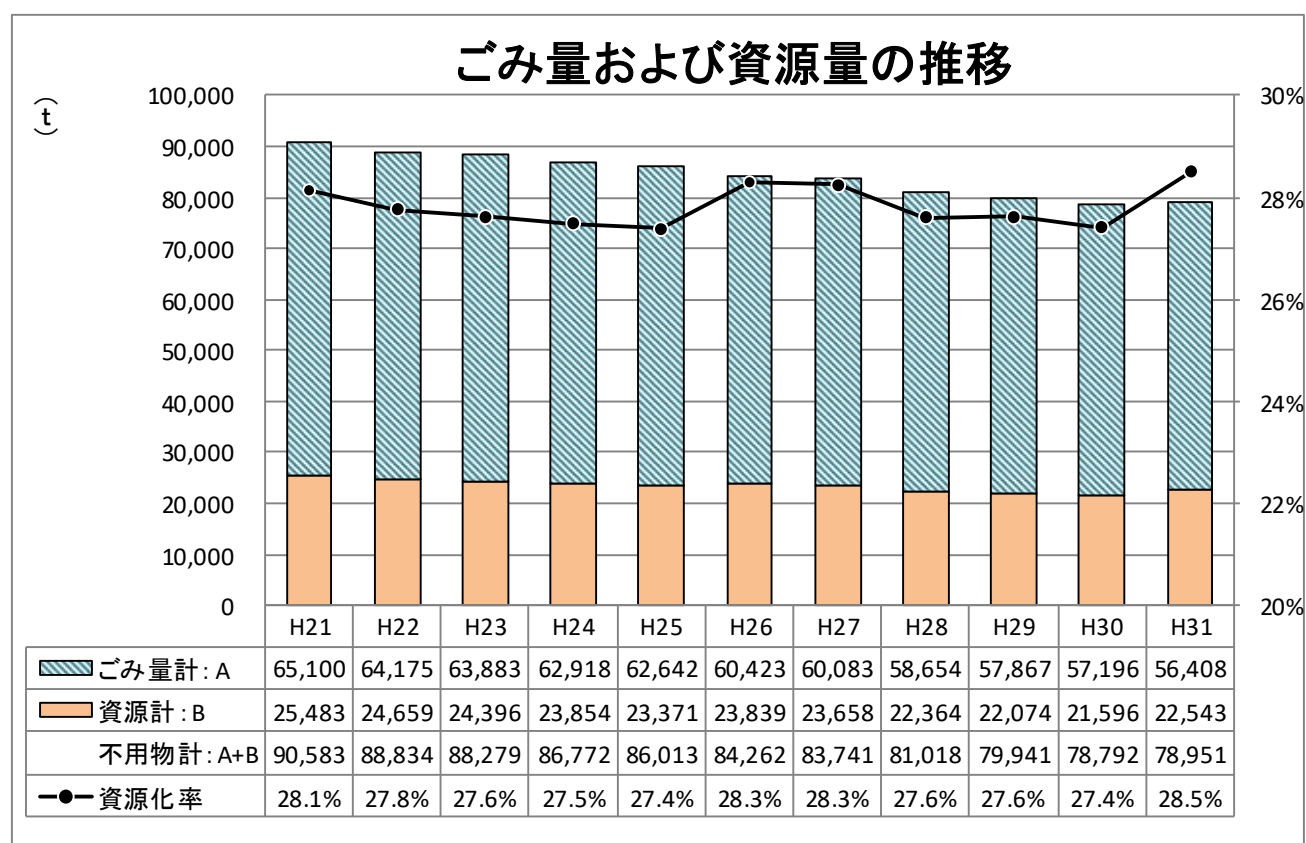


図2 ごみ量および資源量の推移

2. ごみの中に含まれているもの

ごみの中にペットボトルや紙類、空き缶など資源として活用できるものがまだ多く混入しています。令和元(2019)年12月に実施したごみ組成分析調査によると、図3、および図4のとおり、重量比で燃やすごみには27.5%の、陶器・ガラス・金属ごみには17.5%の資源化可能物（排出時に資源として分別が可能なもの）が含まれています。

○燃やすごみ

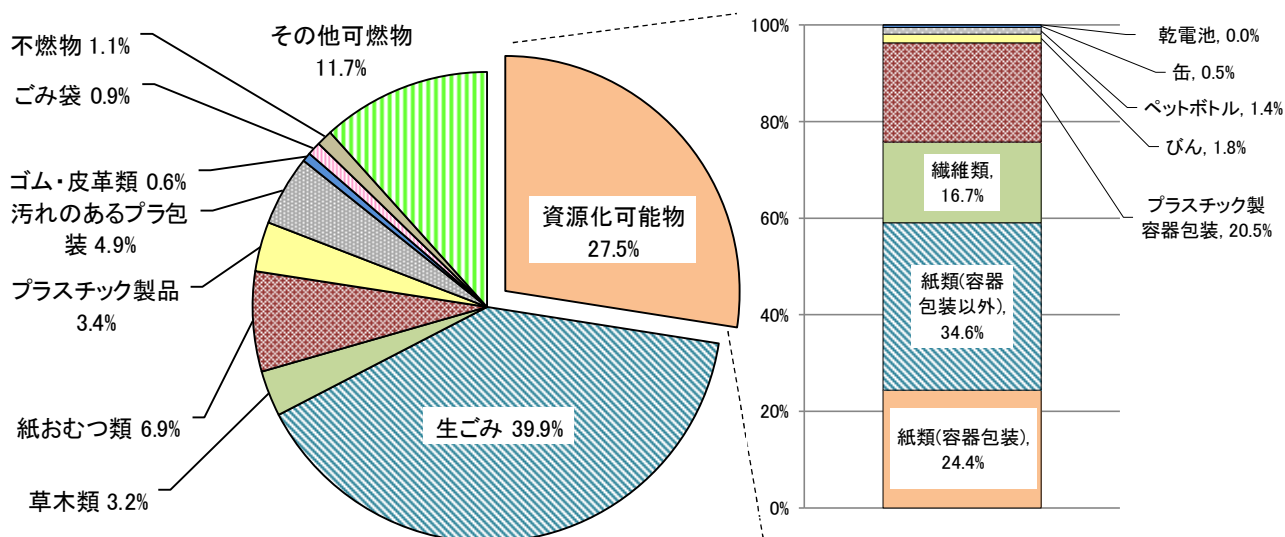


図3 燃やすごみの組成および含まれる資源化可能物
「ごみ組成分析調査〈令和元(2019)年12月実施〉」より

○陶器・ガラス・金属ごみ

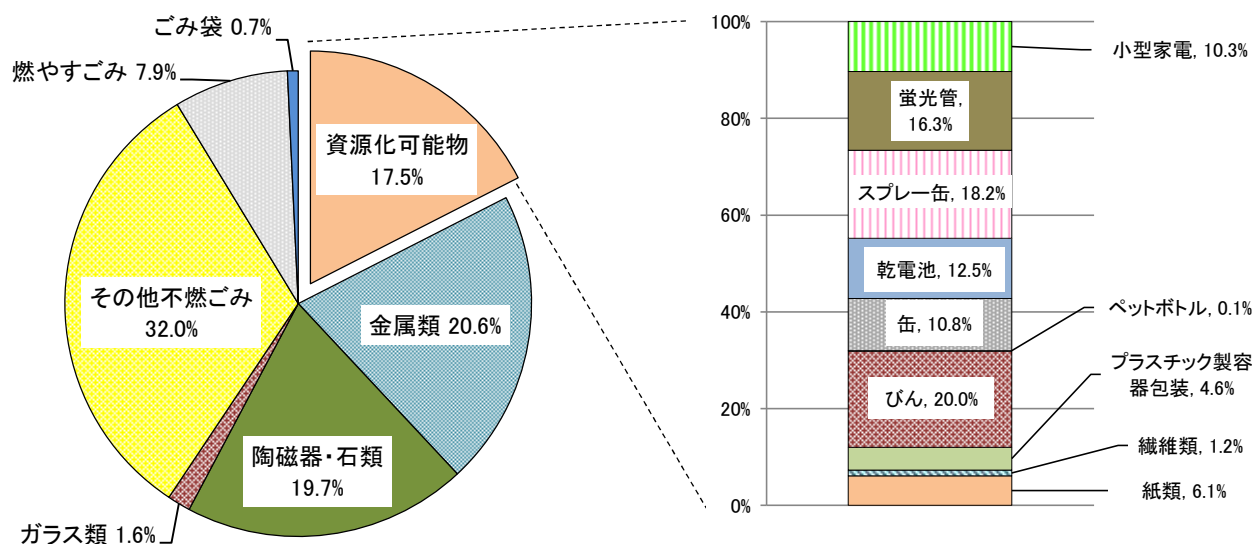
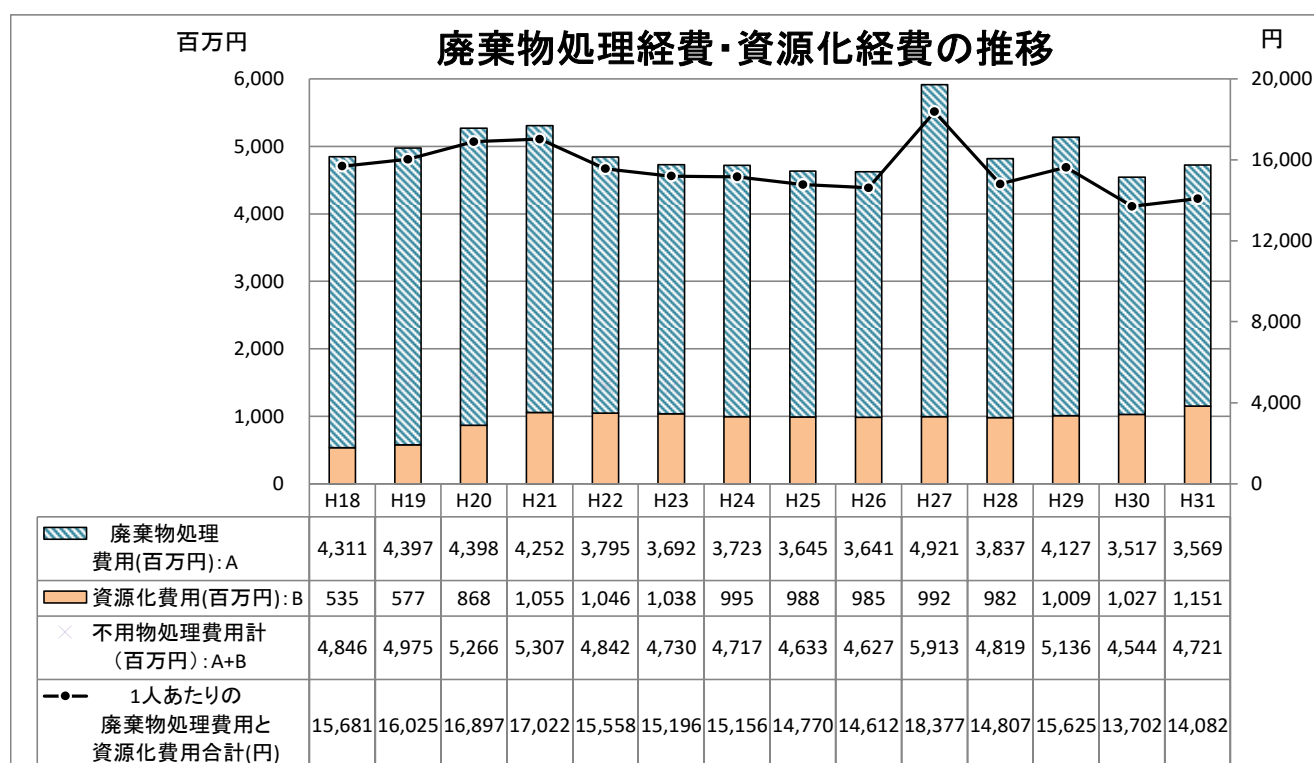


図4 陶器・ガラス・金属ごみの組成および含まれる資源化可能物
「ごみ組成分析調査〈令和元(2019)年12月実施〉」より

3. 廃棄物処理・資源化費用

廃棄物処理・資源化にかかる経費は図5のとおりです。平成30(2018)年度の廃棄物処理経費、資源化経費の合計金額は、平成22(2010)年度以降最も低い45億4千4百万円となっています。なお平成27(2015)年度は清掃事務所車庫移転用地の買い戻しのため、例年より経費が多くなっています。また、平成29(2017)年度は、清掃事務所老朽化対策と車庫移転整備により経費が増加しています。



III 計画改定に向けた課題

区のごみ・資源の現状や社会情勢の変化等により、ごみ処理基本計画を改定するには以下の課題があります。

(1) 資源を含めた不用物総量の減量促進

前計画で掲げた「ごみゼロ³」を実現するためには、リサイクルを推進するだけでなく、区民・事業者が日常的にごみを生み出さない暮らしや事業活動に努め、資源を含めた「不用物総量⁴」そのものを減らす必要があります。近年は不用物総量が微減で推移する状況が続いており、資源を含めた不用物のより一層の排出減が求められます。3 Rの中でも優先順位が高いリデュース（発生抑制：そもそも不用物となるものを受け取らない）やリユース（再使用：ものを繰り返し使う）のさらなる推進が必要となります。

また、ごみの中にはまだ資源化可能物が多く混入しており、ごみや資源の出し方のマナーが守られていないケースが見うけられます。改善のためには、分別の徹底や食品ロスの削減など、さらなる普及啓発が必要です。

(2) 区民、事業者、区の三者の取組によるごみ減量の推進

「令和元年度 中野区ごみ排出実態調査」で実施した意識調査の結果において、環境に関心があっても具体的な行動に結びついていない区民・事業者が多いという結果が出ていることから、意識と行動のギャップを埋めるためのさらなる取組が必要となります。区民・事業者・区の三者が協働して、誰もが取り組みやすい3 R推進、食品ロス削減等の事業を展開していく必要があります。また、全国都市清掃会議など様々な機会を捉え、国や業界団体に対し、拡大生産者責任⁵を踏まえたものづくりを進めることを訴えていく必要があります。

(3) 事業系ごみの発生抑制と適正排出

区で実施した排出原単位調査による推計では、区が収集するごみの約3割は事業者から排出されたものとなっています。事業者は、自らの責任において適正に処理するという「事業者処理責任の原則」のもと、事業者の責任感を喚起し、適正な分別排出と発生抑制を促進していく必要があります。

³ 「ごみゼロ」：積極的にごみの発生抑制、資源の回収を行い、残ったごみを焼却・熱回収し、灰を有効利用することで埋め立てるごみをゼロとすること。

⁴ 不用物総量：燃やすごみ＋陶器・ガラス・金属ごみ＋粗大ごみ＋資源量（集団回収分＋行政回収分）

⁵ 拡大生産者責任：生産者が、製品の製造・流通過程の工夫から廃棄後の処理やリサイクルの費用負担等まで責任を負うべきとの考え方。

(4) 23 区全体のごみ量、最終処分量の削減推進

近年のごみ量の減少傾向等に鑑み、平成 15(2003)年、特別区長会が中野地区清掃工場をはじめとする計画中的新たな清掃工場は整備しない旨を決定したことに伴い、ごみの中間処理は当分の間、清掃一組による共同処理とすることになりました。区は、他区と連携しながら、23 区の一員としてごみ減量に向けた責任を果たしていくことが必要です。

現在、東京湾の埋立処分場が使用できる年数は、残り 50 年余りと見込まれていますが、今後、大規模な災害の発生等、状況の変化によっては、さらに短くなる可能性もあります。現在でも年間約 30 万トンに及ぶ埋め立て処分を行っています。このうち、中野区が収集したごみ量に相当する埋め立て処分量だけでも約 6,000 トンに及びます。埋立処分場を一日でも長く利用するためにも、埋め立てるごみの量を削減する努力が求められています。

(5) 安定した清掃事業の継続

廃棄物処理は区民生活を維持するために不可欠なサービスの 1 つであり、安定的に事業を継続することが求められます。大規模災害や感染症が流行した場合においても、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理が行われるよう、必要な措置の実施に努めることが必要です。また、高齢化や今後の社会情勢に合わせたきめ細やかなサービスを区民に提供できる体制を今後も継続していく必要があります。

第3章 ごみ処理基本計画

I 基本理念と計画目標

1. 基本理念

「環境負荷の少ない持続可能なごみゼロ都市」をめざします。

ごみの減量や埋め立て量の削減、資源の使用量削減や再使用、再生利用など、ごみと資源に関する諸課題は、地域だけでなく、東京都や我が国、ひいては温暖化や気候変動などの地球環境全体に関わる問題です。脱炭素社会を推進するためにも、限られた資源を有効に使い、環境負荷を少しでも低減するライフスタイルを構築することは必要不可欠であり、SDGs（持続可能な開発目標）においても「11.6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する」ことや「12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」ことなどが達成すべきターゲットとして掲げられています。

区においても、単にごみを減らすだけではなく、脱炭素社会の推進を踏まえた持続可能な社会の実現のために、「『環境負荷の少ない持続可能なごみゼロ都市』をめざします。」を基本理念として掲げます。発生抑制を第一に考えて行動し、使用できるものは繰り返し使うことでごみと資源の全体量を減らし、それでも不用になったものは可能な限り資源化を行うことで、埋め立て処分量ゼロをめざします。

【SDGs（持続可能な開発目標）とは】

SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）は2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された目標で、17のゴールと169のターゲットから構成されています。これらのゴールやターゲットは「持続可能な世界」を実現するための指標に用いられ、2030年までに達成することが目標とされています。



SDGsは先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標で、地球上の誰一人として取り残さないこと（leave no one behind）をキーワードに日本を含めた世界中で達成に向けた様々な取組が行われています。

（参考：外務省SDGsホームページ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/index.html>）

【SDGsの17のゴール（目標）】

	【目標1】 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	【目標2】 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	【目標3】 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	【目標4】 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	【目標5】 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
	【目標6】 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	【目標7】 エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
	【目標8】 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク）を促進する

	【目標 9】産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	【目標 10】人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する
	【目標 11】住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	【目標 12】つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する
	【目標 13】気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	【目標 14】海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	【目標 15】陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	【目標 16】平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	【目標 17】パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

2. 将来の姿

区民、事業者、区がそれぞれの役割を果たし、互いに協力し合うことで、ごみを出さない生活スタイルや事業活動が浸透するとともに、環境に配慮したごみの減量化や効率的な資源化の取組が進み、ごみの減量が実現しています。

●「環境負荷の少ない持続可能なごみゼロ都市」の具体的イメージ●

未来のために、今までの暮らしを積極的に見直し、不要なものは買わない、もらわないこと（発生抑制）を第一に意識・行動し、使用できるものは繰り返し使う、あるいは有効に使い回す（再使用）ことを最大限に実施し、それでも出てしまう不要なものはできる限り資源とする（再生利用）という、3 R*の取組を推進し、最終的に残ったごみは、焼却時のエネルギーを有効利用するほか、焼却後の灰をセメント原料化・スラグ化するなどして有効利用し、最終的に埋め立てるごみをゼロに近づけようとするまちのあり方です。

*3 R = リデュース（Reduce:発生抑制） リユース（Reuse:再使用） リサイクル（Recycle:再生利用）

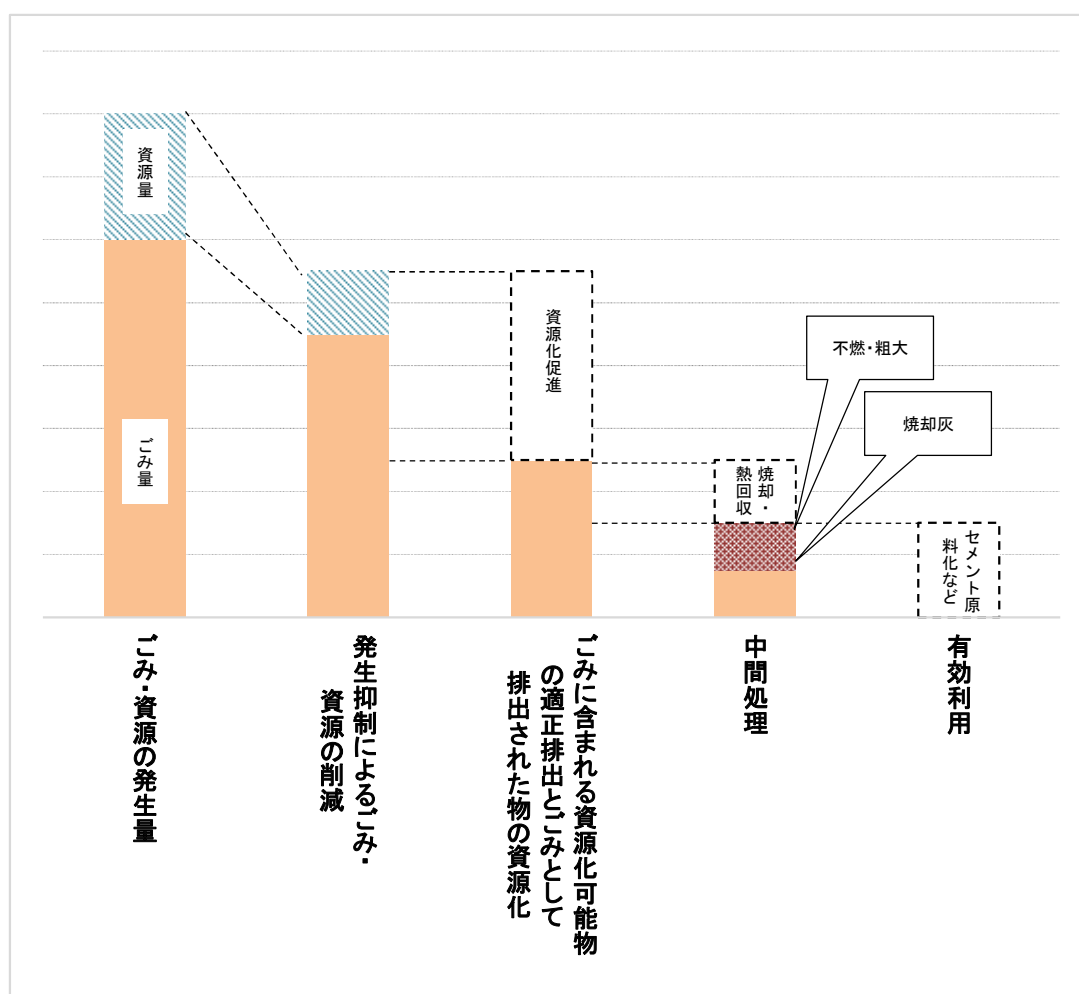


図6 ごみゼロイメージ

3. 基本方針

『環境負荷の少ない持続可能なごみゼロ都市』をめざします。」という基本理念を達成するため、以下のとおり基本方針を定め、推進します。

基本方針1	入り口からのごみ発生抑制、再使用の意識醸成
--------------	------------------------------



区民や事業者がライフスタイルや事業のあり方を見直し、入り口からごみの発生を抑え、資源を繰り返し利用する暮らしや事業活動が営まれるまちにしていけるよう、様々な事業や取組を通じて幅広く啓発を行い、意識の醸成を図ります。

基本方針2	分別の徹底と効率的な資源回収
--------------	-----------------------



入り口で発生を抑え、使えるものを繰り返し使用しても、なお不用となるものを効率的に資源化するため、区民誰もが参加しやすい資源回収や、分別徹底の指導を進めます。

基本方針3	事業系ごみの減量と適正排出
--------------	----------------------



事業系廃棄物収集届出制度の推進や排出指導、立ち入り調査等を通じて、事業者における適正排出やごみ減量がより進むようにしていきます。

基本方針4	環境に配慮した効率的な収集・運搬・処理
--------------	----------------------------



ごみと資源について、環境に配慮した効率的な収集・運搬・処理を選択し、安全に配慮した着実な収集・運搬・処理を行っていきます。また、23区全体、清掃一組、都や国と連携し、さらなるごみ減量や緊急時におけるごみ処理の連携体制についても強化していきます。

4. ごみ減量の指標、目標

(1) ごみ減量の指標について

「区民1人1日あたりのごみ排出量」は年々着実に減少しており、平成31(2019)年度は23区で最も少なくなりました(460g)。しかしながら、令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、増加に転じました(477g)。本計画においても引き続き、「区民1人1日あたりのごみ排出量」を指標とし、さらなるごみ減量を呼び掛けていきます。なお、目標値については、過去の実績からごみ量を推計し、設定します。

前計画では「資源化量(年間)」の増加と「資源化率」の。上昇を指標としていましたが、ごみと同様に、資源についても発生抑制を第一に考えるライフスタイルの浸透をめざすため、本計画では、令和12(2030)年度の資源を含めた「1人1日あたりの不用物総量(ごみ+資源)」を新たな指標とします。また、燃やすごみの中には、区民が資源として排出することができる「資源化可能物」が約3割混入しています。限られた資源を有効に活用するために、本計画では令和12(2030)年度の「燃やすごみの中の資源化可能物の混入率」も新たな指標とし、分別徹底の指導や啓発を行っていきます。

(2) 本計画におけるごみ減量目標

基本理念を達成するため、前述の「ごみ排出量」、「不用物総量」、「燃やすごみの中の資源化可能物の混入率」の3つの指標について目標値を以下のとおり定めます。これらの数値は近年の区の排出実態や組成調査を踏まえた将来推計に基づき設定しました。

指 標	令和2(2020)年度 実績	令和7(2025)年度 目標値	令和12(2030)年度 目標値
区民1人1日あたりのごみ排出量	477 g	431 g	411 g
区民1人1日あたりの不用物総量	665 g	610 g	584 g
燃やすごみの中の資源化可能物の混入率	25.5%	22.8%	18.1%

表2 本計画における達成目標

(3) 目標を達成した場合の総排出量

	令和2(2020)年度 実績	令和7(2025)年度 推計※	令和12(2030)年度 推計※
人口(人)	334,632	346,349	350,686
ごみ量(t)	58,320	54,486	52,608
不用物総量 (ごみ+資源)(t)	81,228	77,115	74,752

表3 本計画を達成した場合での、計画目標年度における総排出量推計

※人口推計については、中野区基本計画(案)の「将来人口推計」より。

(4) ごみ及び資源の排出量推計の内訳

(t)

		令和2(2020)年度 実績	令和7(2025)年度 目標値	令和12(2030)年度 目標値
ごみ量 (区収集年間)	燃やすごみ	55,745	52,288	50,507
	陶器・ガラス・金属ごみ	236	207	205
	粗大ごみ	2,340	1,991	1,896
	ごみ量合計	58,320	54,486	52,608
資源量 (年間)	缶	1,135	985	969
	びん	3,237	2,939	2,916
	プラスチック製容器包装	2,242	2,047	2,002
	ペットボトル	1,222	1,172	1,184
	古紙	12,192	12,532	12,110
	古着・古布	430	544	559
	乾電池	32	31	31
	食用油	3	3	4
	使用済小型家電	5	5	5
	使用済蛍光管	3	2	2
	金属系粗大	463	457	429
	陶器・ガラス・金属	1,944	1,912	1,933
	資源量合計	22,907	22,629	22,144
不用物総量合計		81,228	77,115	74,752

※単位 (t) で表記しているため、合計と一致しない箇所があります。

表4 ごみ及び資源の排出量推計の内訳

II 計画実現のための重点施策

基本方針 1	入り口からのごみ発生抑制、再使用の意識醸成
--------	-----------------------

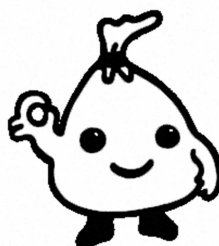


1. 普及啓発の充実

(1) イメージキャラクター（ごみのん）を活用したごみ減量普及啓発

平成 17(2005)年度に区民公募により誕生した中野区ごみ減量キャラクター「ごみのん」を様々な場面で活用することにより、区民に親しみやすくアピールし、無関心層や次世代を担う子どもたちにもごみ減量の取組を知るきっかけを提供することで、ごみを出さない生活スタイルが区民全体に根付くよう、普及啓発を推進します。また、平成 31(2019)年度に製作した「ごみのん」の着ぐるみをイベントや動画等で活用し、広くごみ減量を呼びかけていきます。

【ごみ減量キャラクター】



ごみのん

（ごみ袋をイメージしたキャラクターで、指で「0（ゼロ）」を表し、ごみゼロを訴えている。）

【ごみ減量キャッチフレーズ】 **ごみゼロへ かんきょうを守る 3アール**

(2) ごみ減量出前講座、環境教育の充実

町会・自治会や消費者グループ、小・中学校、各種団体等からの依頼に応じ、要望に沿って、座学やゲーム・クイズ方式による出前講座を行い、ごみ減量意識の醸成を行います。平成 31(2019)年度から「なかのエコポイント」の対象事業となったことを契機に、区民の環境配慮行動を一層促進していきます。

また、令和 2(2020)年度に導入したスケルトン清掃車（荷箱を透明にし、ごみが積み込まれる様子を見ることができるようにした清掃車）を活用した保育園・幼稚園や小学校での環境学習にも引き続き力を入れていきます。子どもから家庭・地域へのごみ減量・リサイクルに対する意識が浸透していくよう、楽しく学び心に残る学習体験になるように工夫をしています。今後は、新しい生活様式に合わせて、動画等を活用した講座形式を検討し、より広く区民が参加できる講座の工夫をしていきます。

(3) 「資源とごみの分け方・出し方」リーフレットの充実

「資源とごみの分け方・出し方」リーフレットの内容をさらに充実させ、特に転入者等に対し、ごみ減量とリサイクル推進のための啓発を強化します。外国語版については、令和2(2020)年度に従来の3か国語(英語・中国語・ハングル)に加え、区内人口の多いベトナム語・ネパール語を追加し、配布しています。また、平成27(2015)年10月から発行しているユニバーサルデザインによる日本語のリーフレット「やさしい日本語」の内容を見直して充実を図り、より多くの区民に対して古紙等の集団回収やプラスチック製容器包装のリサイクル等の資源分別方法が周知できるようにしていきます。

(4) スマートフォンのアプリケーション等を活用した情報発信、啓発

スマートフォンによる「資源とごみの分け方・出し方」の啓発アプリケーションの内容を充実させ、お知らせ機能等を活用することで適正排出とごみ減量、ごみの発生抑制行動を呼びかけます。国籍や年齢を問わず広く区民にダウンロードを促して周知を図ります。さらには多言語化やAI活用等の検討もしていきます。

(5) リサイクル展示室の運営

パネル展示や啓発資材を配布する等、ごみ減量やリサイクルに関する情報を発信する場として活用していきます。粗大ごみの中から選んだまだ使用できる家具などの展示・提供や、リサイクル展示室に持ち込まれた古着・古布の展示・提供などのリユース事業を中心に、資源の拠点回収及びフードドライブの提供受付や福祉団体等への引き渡し場所としても重要な役割を果たしていきます。

(6) 区ホームページや情報誌等広報媒体の充実

区ホームページについては、区民が必要とする情報をわかりやすく、知りたいことが探しやすくするとともに常に最新の情報を区民に提供します。また、平成31(2019)年度から発行しているごみ減量・リサイクル情報誌「ごみのん通信」については、紙媒体での配布と区ホームページへの掲載を行うことで、時宜を捉えた情報を広く区民に届けていきます。また、区のイベントや3R推進月間等の機会を捉え、イベント会場や区民ホール、ガード下夢ギャラリー等を利用した視覚的に伝わりやすいごみ減量パネル展示等を行い、区民のごみ減量意識をさらに醸成していきます。

2. 食品ロスの削減

(1) 家庭、事業所における食品ロス削減のための啓発

食品ロス削減にむけて、家庭および事業所における食品ロス削減の啓発を行います。我が国における食品ロスの現状とともに、家庭や事業所でできる食品ロス削減の取組について、リーフレットやごみ分別アプリ等を用いてわかりやすく啓発していきます。

(2) 区内大学等と連携した食品ロス削減の取組

区内大学等と連携して親子向け料理教室の実施、食品ロス削減対策レシピを考案する等、学生の教育機会にも貢献しながら、区民向けの食品ロス削減の取組を実施していきます。今後は、新しい生活様式に合わせ、動画等を活用した取組を検討していきます。

(3) 飲食店・食品小売店等と連携した食品ロス削減対策事業

食品ロス削減に積極的に取り組む店舗を協力店(なかの☆もったいない ぱくぱくパートナーズ)として登録し、その取組を区民等に周知することで、食べ残し等で発生する食品ロスの削減を推進していきます。今後は、協力店で作っている「賄いレシピ」を収集し、区民に広く周知する等、食品ロスの削減に繋がるような事業を展開していきます。

(4) フードドライブ事業の実施

家庭で食べきれない保存可能な食品をリサイクル展示室等で受け付け、社会福祉協議会を通じて区内の子ども食堂等の福祉団体に提供することで、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品の有効活用を図り、食品ロスの削減を推進します。また、食品を受け付ける機会を活用し、区民に対して発生抑制や食品ロス削減の重要性についても啓発していきます。

(5) 食品ロス削減推進計画の策定

令和元(2019)年10月に食品ロス削減推進法が施行され、地方公共団体は食品ロス削減推進計画を定めることが努力義務とされました。国・都の計画に沿って、他区等とも情報交換を行いながら、中野区の地域特性に応じた計画を策定します。

(6) 食品ロス削減における他自治体との連携

平成30(2018)年度から参加している「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」で実施している共同キャンペーン等に積極的に参加し、効果的な食品ロス削減事業を行います。また、他自治体と情報交換を積極的に行い、近隣区と連携した効率的で波及効果のある食品ロス削減事業の展開についても検討していきます。

3. ごみと資源の発生抑制に関する啓発

(1) プラスチックの発生抑制に関する啓発

近年、G7サミットにおいて海洋プラスチック廃棄物等の生態系への脅威の緊急性が話し合われるなど、国内外で注目が集まり、削減のためにはそもそもワンウェイプラスチックを発生させない取組や生活様式が重要となります。マイバッグやマイボトルの使用推奨について幅広く啓発する中で、区民、事業者にワンウェイプラスチックを極力使用しないライフスタイルの提案をしていきます。

(2) 資源としての「雑がみ」の回収促進

燃やすごみに多く含まれる紙類の中でも、資源として排出することがあまり区民に浸透していない「雑がみ」（新聞・雑誌・段ボール以外の資源化できる紙類）について、「雑紙保管袋」を作成・配布するなどし、区民に「雑がみ」の分別を呼び掛けていきます。ごみ減量出前講座やリサイクル展示室での実物展示などを通じ、禁忌品（リサイクルに適さないもの）などを区民にわかりやすく説明し、質のよい資源としての「雑がみ」回収を促進していきます。

(3) リユース関連情報の配信

リサイクル展示室に展示している家具、衣類の提供等、区民が利用できるリユースに関するサービスの情報発信を積極的に行うなど、区民のリユース意識が向上するような啓発を実施していきます。また、区や区の関連団体が実施するイベント等においては、使い捨て容器を削減するために、リユース食器の使用を提案します。



4. 分別の徹底・適正排出

効率的な資源化を行うためには、正しくごみを分別することが重要です。そのため、適正排出の指導に一層力を入れていきます。

(1) 排出指導、不法投棄対策

区では、区職員がごみ集積所の指導や小規模住宅等に対する指導、そして不法投棄や不適正排出の対策を行っています。区民・事業者等との連携による排出方法の普及啓発活動やパトロールの実施等により、効果的な排出指導を徹底します。

また、不法投棄や不適正排出等の問題を抱える集積所を対象にした集積所等監視カメラの設置を引き続き行い、不法投棄等を抑止します。

(2) 危険物・有害物の分別徹底、混入防止

ガスボンベや自動車バッテリー等の危険物・有害物は区が収集を行わないこと、事業者の責任で自主回収していることを区民に周知し、ごみへの混入を防止します。

(3) 集合住宅への指導徹底

規模にかかわらず、既存の集合住宅にも専用ごみ集積所の設置を促します。転出入の多い集合住宅には、管理会社や不動産関係協会等と連携してリーフレットを配布するなど、きめ細やかな指導によりごみの不適正排出を抑止します。

(4) 家庭ごみにおける費用負担制度について

ごみ減量・適正排出への動機づけや費用負担の公平化を図るための家庭ごみにおける費用負担制度の導入については、23区全体で取り組むべき課題であると捉え、他区の検討状況を注視しつつ、引き続き検討します。

5. 効率的な資源化の推進

目標の達成に向け、区では様々な品目の資源化に取り組んできました。今後は、より効率的に資源化を行い、より一層環境負荷の低減に配慮した資源化をめざしていきます。

(1) ごみとして収集した物の資源化

粗大ごみに含まれる金属を回収、資源化する事業を継続します。また、陶器・ガラス・金属ごみとして回収した物の全量資源化を引き続き実施していきます。

(2) 拠点回収の促進

使用済みの乾電池・蛍光灯・食用油・小型家電については、区の施設を利用した拠点回収を継続し、効率的に資源化を実施します。拠点回収を行っていることを区民に向けて周知徹底し、拠点回収への排出をさらに促していきます。

(3) びん・缶・ペットボトルの回収

適正な状態で排出されるよう普及啓発に努めていきます。また、集積所使用人数の増減や生活様式の変容、季節や気候等の様々な状況に対応した適切な行政回収を行っています。

(4) 自動回収機によるペットボトルの回収

令和2(2020)年3月現在、区内16店舗にペットボトル自動回収機（破碎回収機を含む）を設置しています。ペットボトルを自動回収機で破碎・圧縮することにより、集積所収集よりも効率的に運搬することができ、温室効果ガスの削減にもつながっています。今後もポイント制度⁶が利用できることを広く周知し、自動回収機の利用を促します。また、設置協力店舗をさらに募り、自動回収機の増加をめざしていきます。

(5) 集団回収に対する支援の推進

古紙(新聞、雑誌、段ボール)回収は、区内全域で、町会・自治会、PTAなどの実践団体が行う集団回収により実施しています。また、古着・古布回収は一部を除く地域で集団回収により実施しています。

区では、報奨金の支給、標識旗等の貸与、「集団回収ニュース（地域版）」の発行、区ホームページや区報等によるPRなどの実践団体への支援を行っています。また、令和2(2020)年5月から古紙の市場状況に応じた回収事業者に対する支援も行っています。今後も、区内の家庭から排出される資源が安定して回収されるよう町会・自治会等や、回収事業者と協力していきます。

⁶ポイント制度：設置店舗で利用可能な「お買物券」などに交換できる自動回収機専用ポイントが貯まる制度。

(6) 資源の持ち去り対策の強化について

近年、集団回収の古紙や缶等の持ち去り被害が発生しています。区では「中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」で持ち去り行為を禁止していますが、平成 30(2018)年 1 月 1 日から罰則規定及び氏名等の公表規定を新設し、対策を強化しています。また、町会・自治会と共同でパトロールを実施する等、持ち去り行為の抑止を徹底していきます。

(7) プラスチック製容器包装の回収

区では平成 20(2008)年度からプラスチック製容器包装の分別回収を行っていますが、依然として燃やすごみなどに出されている資源化可能なプラスチック製容器包装が一定量見受けられます。資源として適正排出されるよう、区報や区ホームページ、区の公式 SNS 等の様々な広報媒体を活用して周知するとともに、ごみ減量出前講座等においてもプラスチック製容器包装の排出方法を周知徹底していきます。

(8) 新たな資源回収の調査

区では、平成 31(2019)年 3 月に「使用済み小型家電等の再資源化の促進に関する法律」に基づく認定事業者と協定を締結し、同年 4 月から宅配便を利用したパソコンの無料回収を実施しています。今後も、新たに資源化が可能な品目について調査していきます。

(9) プラスチック資源の回収・リサイクル

国は、家庭から排出されるプラスチック製容器包装とプラスチック製品について、容器包装リサイクルルートを活用してまとめてリサイクルすることを検討しています。

このようなことから、プラスチック資源の回収・リサイクルについては、法整備や新たなリサイクルシステムの構築など、国の動向を注視しながら必要な検討を行っていきます。



6. 事業系ごみの減量と適正排出の促進

(1) 事業系廃棄物収集届出制度の推進

区では、平成28(2016)年2月に事業系廃棄物の減量・資源化推進及び適正排出を促進するため、事業系廃棄物収集届出制度を導入しました。廃棄物処理手数料の改定に伴う有料ごみ処理券の改定の周知の機会に、届出事業者データの更新を行うとともに、適正排出の普及啓発を行います。また、区の収集に排出できるごみ量の基準についても見直しを行い、事業者の自己処理の原則に基づいた民間事業者への収集委託を促します。

(2) 大規模事業用建築物への立ち入り調査

「中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」により事業用途に供する床面積3,000㎡以上の建築物に立ち入り調査を行っています。今後は、床面積1,000㎡以上の建築物に対しても積極的に立ち入り調査を行い、排出指導や再利用の推進を指導する体制づくりを検討していきます。また、廃棄物管理責任者を対象とした講習会の開催や、大規模事業者からの再利用計画書を活用することで、事業者におけるごみ減量・リサイクルに対する意識啓発に努めます。

(3) 排出指導の徹底

事業系廃棄物収集届出を活用し、事業系有料ごみ処理券の未貼付や不適正排出に対する指導を徹底して行い、適正な分別排出を促します。

(4) 一般廃棄物処理業者等に対する適正処理の推進

一般廃棄物処理業者に対し、指導を適切に行い、区内事業者から排出される事業系一般廃棄物の適正処理を促します。

(5) 小規模事業者の資源・ごみの排出ルートづくり支援の検討

事業者のごみ減量や資源化にかかる自主的取組の促進・支援をめざし、小規模事業者が古紙等の資源やごみを地域ごとに収集するしくみの確立や、小規模排出にも対応する許可収集事業者の紹介、資源化ルートの整備をリサイクル業界に促すなど、新たな処理体系への移行を支援する方法を検討していきます。

(6) 廃棄物手数料の見直し

廃棄物手数料⁷は 23 区統一の額とし、4 年ごとに見直しを行うルールとなっています。排出事業者の自己処理責任に基づく費用負担の適正化の観点から、廃棄物手数料の見直しを行っていきます。

⁷廃棄物手数料：23 区が収集する事業系一般廃棄物の手数料（区集手数料）及び清掃一組施設に搬入する際の手数料（清掃一組持込手数料）

基本方針 4

環境に配慮した効率的な収集・運搬・処理



7. 適正なごみと資源の収集・運搬

環境負荷を低減した安全で着実なごみの収集・運搬と資源回収を行うとともに、清掃や資源化事業を効率的に推進し、コストを削減するための工夫を行います。

(1) 安全・着実で、環境負荷を低減したごみ収集と資源回収

交通安全に十分配慮して事故防止に努めるとともに、着実な収集・回収を進めます。さらに、狭あい道路が多く、ごみや資源の収集・運搬の際に小型車両しか進入できないなど区の地域特性を考慮するとともに、資源化に適した車両を活用しながら、環境負荷の低減と効率的な収集体制の両立を進めていきます。

(2) 訪問収集の充実

高齢又は障害があることにより自らごみを集積所まで持ち出すことが困難であり、かつ身近な人の協力を得られない世帯を対象に訪問収集を実施しています。地域での高齢者の見守り活動をさらに充実させていくため、訪問収集を通じて、希望者に安否確認を目的とした「声かけ」を行っていきます。

(3) 適正な処理が困難な物の回収ルート確立

スプリングマットレス、スプレー缶等、適正な処理が困難な物の処理について、他の自治体と連携し、事業者による自主回収を促します。

(4) 清掃・リサイクル事業の安定的な運営

清掃・リサイクル事業には、区民や事業者に対する排出指導や高齢者等の訪問収集、そして災害時における廃棄物処理など、区直営で行うべき業務が多くあります。そのため、民間活力を導入する業務と区が直接行う業務を明確にしたうえで、清掃・リサイクル事業を安定的に運営していきます。また、大規模災害時や感染症流行時等に備えた他自治体との連携体制についても検討していきます。

8. 他区等と連携した処理・処分

ごみの中間処理は、引き続き 23 区が共同し、清掃一組が管理する清掃工場等の施設で行っていきます。他区や清掃一組と連携を図りながら、環境負荷を低減し、中間処理を引き続き行います。

最終処分については、東京都が管理する埋立処分場を引き続き利用していきます。埋立処分場を一日でも長く利用していくため、ごみ減量をより一層強化し、埋め立て処分量ゼロをめざしていきます。

9. 災害廃棄物の適正な処理

今後発生が予想される大規模地震（首都直下地震など）や風水害等の大規模災害に備え、令和 3（2021）年 3 月に策定した「中野区災害廃棄物処理計画」に基づき、平常時から、23 区や清掃一組、東京都、そして関係機関等との間で協力・連携体制を構築します。また、発災後は同計画に基づき速やかに「中野区災害廃棄物処理実施計画」を策定し、他の実施主体等との連携・協力により、災害によって発生した大量の廃棄物を迅速かつ適正に処理します。

第4章 生活排水処理基本計画

I 生活排水処理の現状

区の下水道は100%整備が完了し、し尿を含む生活排水は、一部の例外を除き、公共下水道によって処理しています。

くみ取り便所戸数は、建物の老朽化に伴う建て替えなどにより減少しており、平成31(2019)年度末現在で5戸となっています。

年度 項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
くみ取り便所戸数	9	9	8	6	6	5	5	5	5	5
し尿収集量(kl)	20.3	12.2	12.0	8.2	8.4	6.5	5.8	4.6	7.6	4.6
浄化槽設置基数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表5 生活排水の排出実績

(資料：『清掃事業年報』 各年度3月現在)

II 生活排水処理基本計画

1. 基本方針

家庭の生活排水は、公共下水道で処理します。やむをえない事情により水洗化できない一般家庭のくみ取り便所のし尿は、基本的な区民サービスとして収集・運搬等を行います。

し尿混じりのビルピット汚泥及び仮設便所等のし尿等は、事業者の責任で処理します。

2. 収集・運搬計画

一般家庭のし尿の収集・運搬については、効率的な処理を行うため、23区で構築した収集スキームにより、平成25(2013)年度に中野区と杉並区が締結した協定に基づき、杉並区が収集・運搬を行います。

また、浄化槽汚泥の収集・運搬は、一般廃棄物収集運搬業の許可業者が浄化槽清掃とあわせて実施します。

3. 処理・処分計画

収集したし尿や浄化槽汚泥の処理・処分は、清掃一組が設置管理する下水道投入施設で行います。下水道投入施設において固形分を取り除き、希釈したうえで公共下水道に投入します。固形分は清掃工場で焼却します。

また、し尿混じりのビルピット汚泥及び仮設便所等のし尿は、一般廃棄物収集運搬業の許可業者が収集・運搬し、一般廃棄物処分業の許可業者が処分します。なお、専ら居住用の建築物から排出されるし尿混じりのビルピット汚泥と、東京都下水道局に届け出済みの「ディ

スポーザ排水処理システム⁹」から発生する汚泥についても、浄化槽汚泥に準じて処理します。

区 分		収 集 ・ 運 搬	処 理 ・ 処 分
家庭系	くみ取りし尿	杉並区	清掃一組
	浄化槽汚泥 (ディスポーザ汚泥含む)	一般廃棄物収集運搬業の許可業者	
事業系	し尿混じりの ビルピット汚泥		〔 一般廃棄物処分業の許可業者 専ら居住用の建築物から排出される分は、 清掃一組が受け入れ 〕
	し尿 (仮設便所等)		

表 6 生活排水の収集・運搬、処理・処分主体

⁹ディスポーザ排水処理システム：生ごみを粉碎後、排水処理槽に貯留し、分解・浄化して下水道処理するシステム。設置する場合は、東京都下水道局への届出が必要。

参考資料

I 中野区の人口

令和3(2021)年1月1日の住民基本台帳と外国人登録人口の合計は334,632人で、微減の傾向です。世帯数は207,425世帯であり、平成30(2018)年に20万世帯を超えました。人口構成は、20歳代が16.1%、30歳代が17.8%を占め、若年層が多いまちであるといえます。令和2(2020)年の転出入は、転入が約31,500人、転出が約30,800人となっており、人口の流動性が高くなっています。

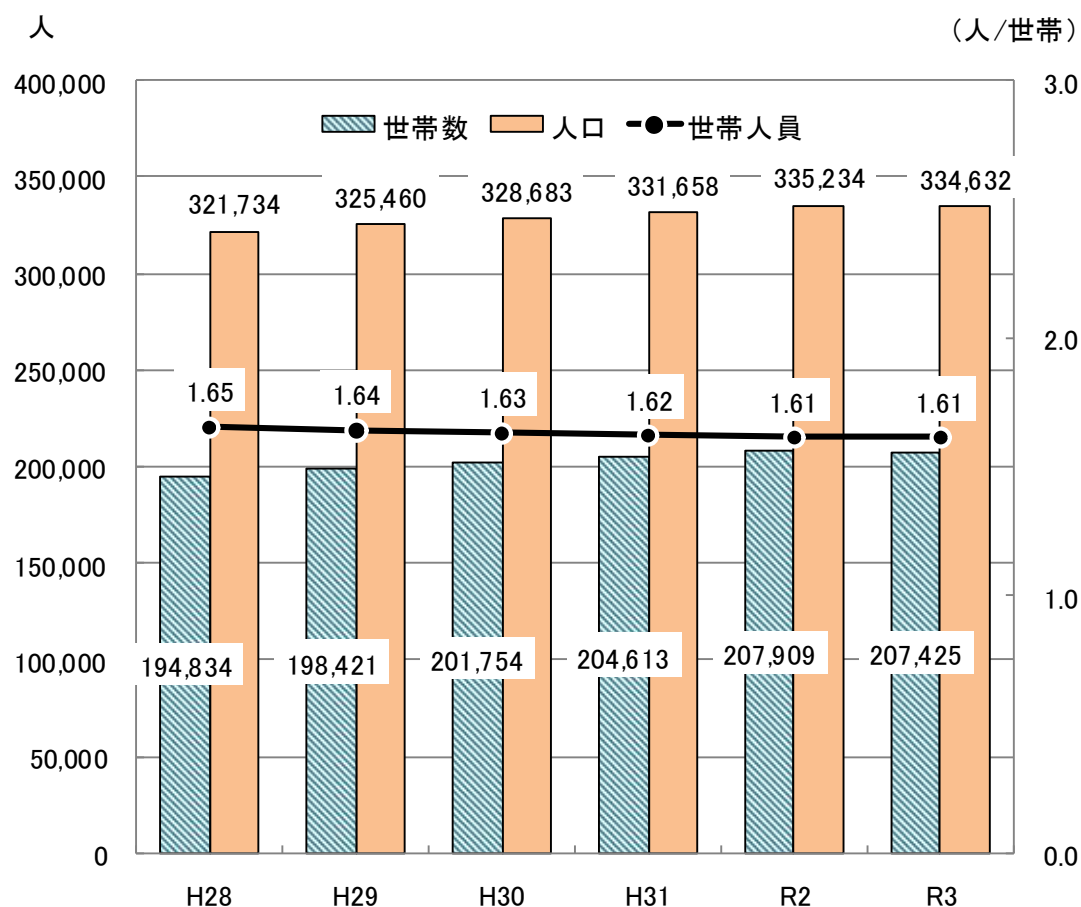


図7 人口の推移（外国人登録含む）
（資料：中野区住民基本台帳）

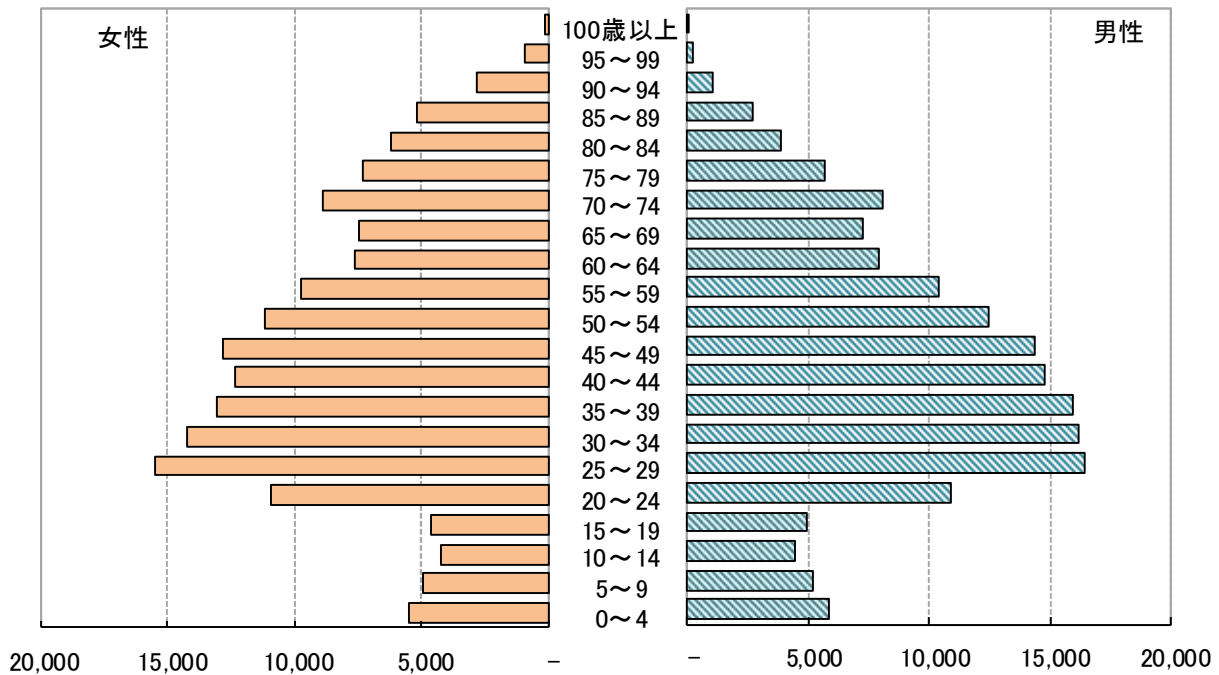


図8 人口の年齢分布（外国人登録含む）
〔資料：令和3(2021)年1月1日 住民基本台帳〕

II 土地利用

区の土地利用は住宅地区が95.6%、商業地区が1.42%となっており、住宅利用の割合がほとんどを占めていることがわかります。

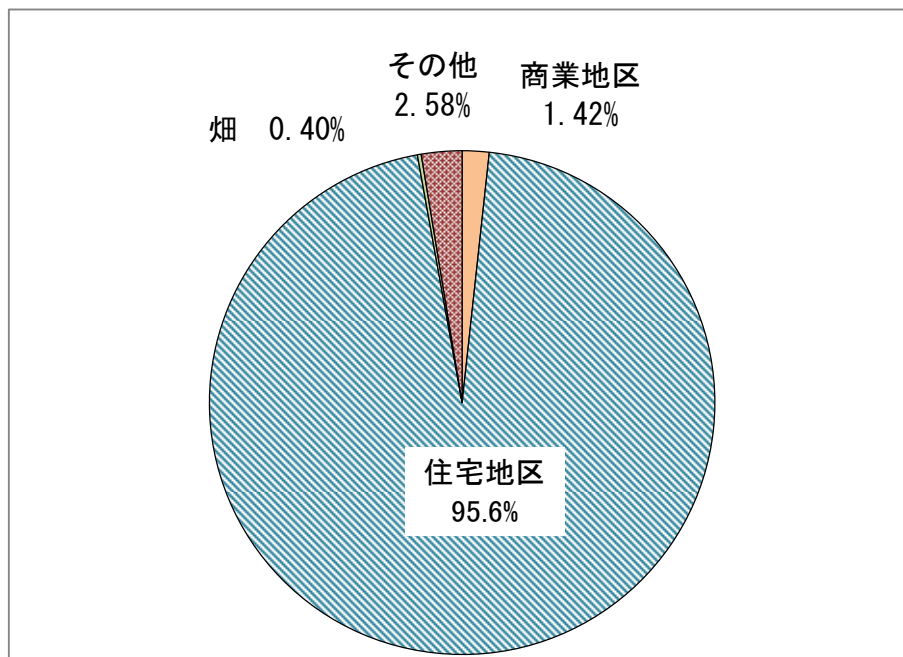


図9 土地利用の内訳
〔資料：東京都統計年鑑 土地・気象 平成30(2018)年度〕

III 住宅

平成 30(2018)年の統計局 住宅・土地統計調査（確報集計結果）では、一戸建ての割合が全体の 19.7%、共同住宅の割合が全体の 77.5%です。

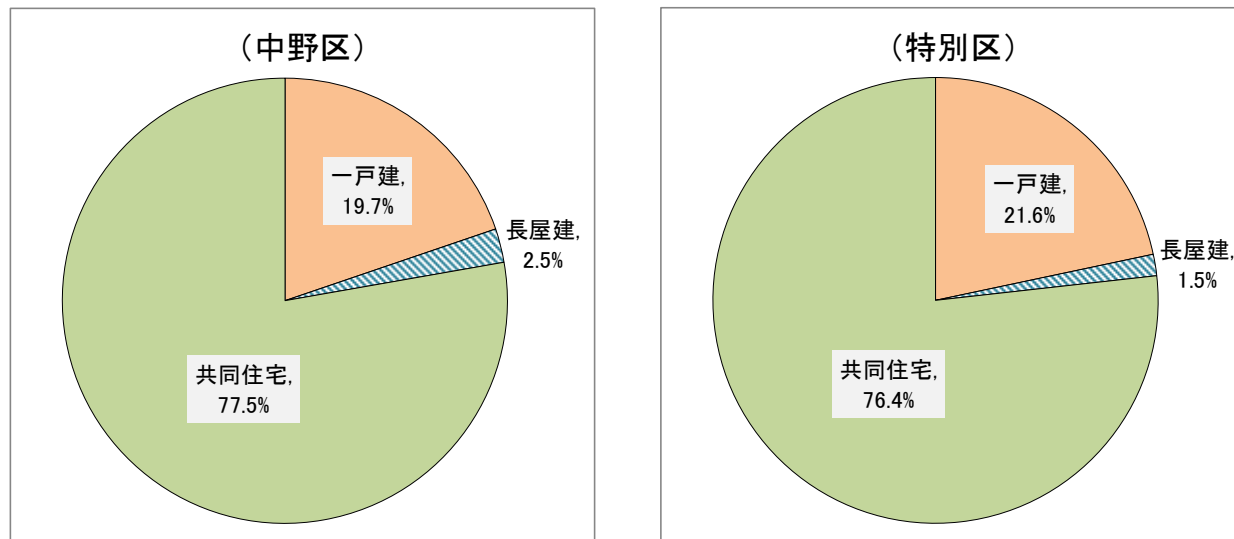


図 10 住宅の形態

〔資料：統計局 平成 30(2018)年住宅・土地統計調査 確報集計結果〕

また、区内は住宅が密集している地域が多く、敷地に接する道路の幅員が 4m 未満の住宅が 35.4%（23 区全体は 25.5%）であり、ごみや資源の収集・運搬を行う際に小型車両を利用せざるを得ないなど、収集・運搬の作業効率を上げる妨げとなっています。

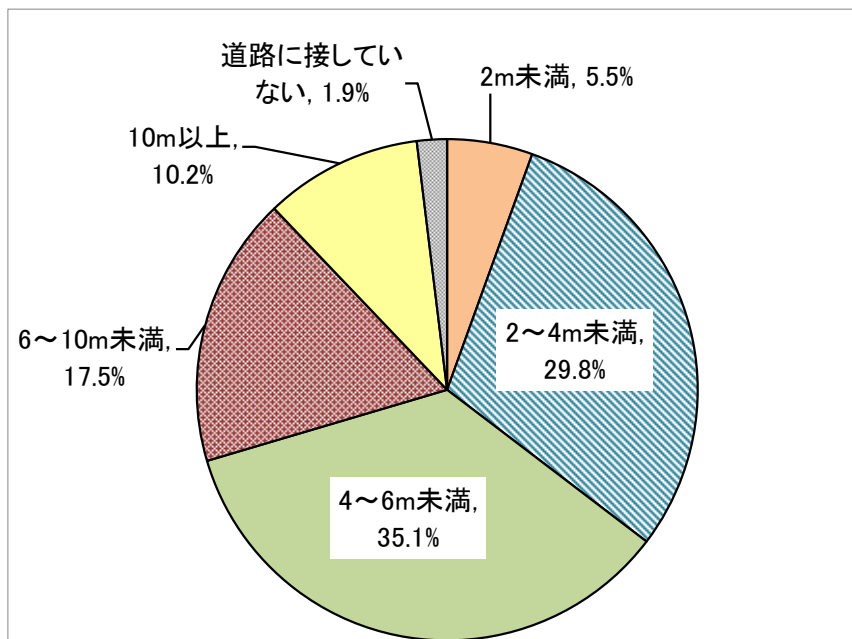


図 11 住宅の接道状況

〔資料：統計局 平成 30(2018)年住宅・土地統計調査 確報集計結果〕

IV 産業

産業別では卸売業、小売業、宿泊、飲食業、サービス業、不動産業等の割合が高く、これらの事業所数が全事業所の半数以上を占めています。

また、従業員数9人以下の小規模な事業所が全体の87%を占めています。

区が収集している事業系ごみの多くは、小規模な卸売・小売業、飲食店などから排出されています。

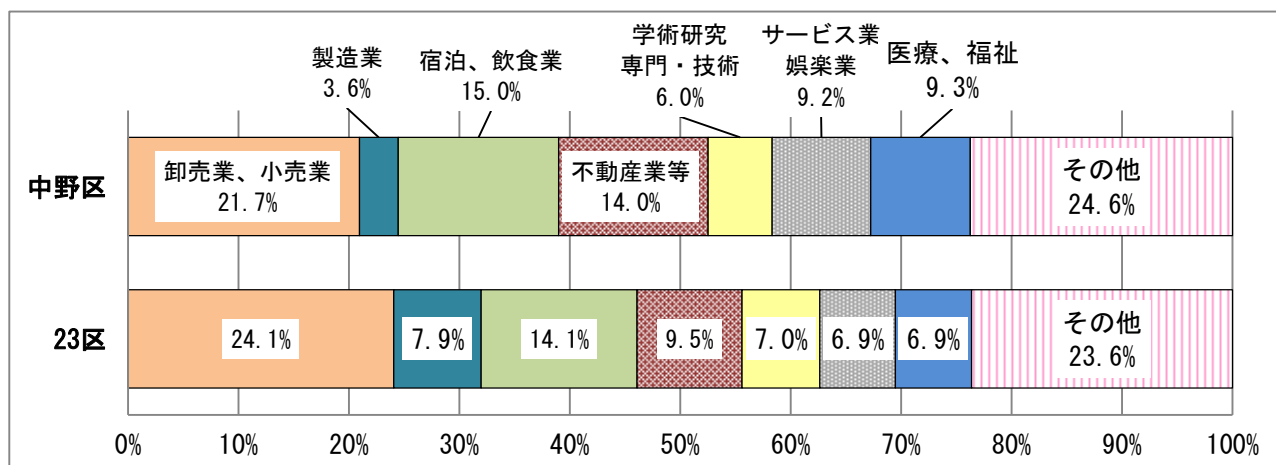


図 12 産業大分類別事業所数
(資料：平成 26(2014)年経済センサス基礎調査)

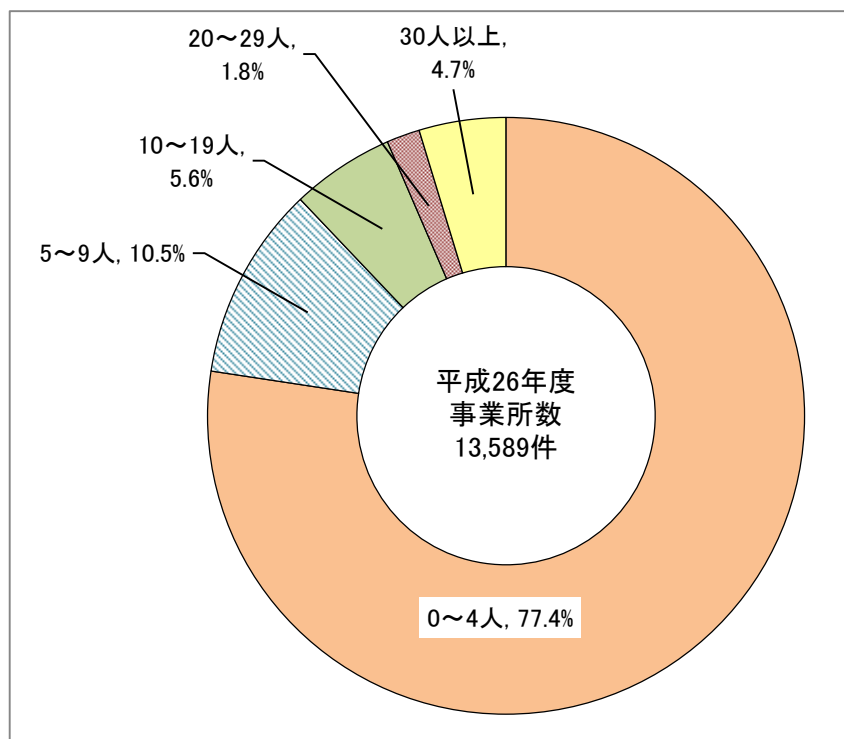


図 13 従業員数別企業構成
〔資料：平成 26(2014)年経済センサス基礎調査〕

第4次中野区一般廃棄物処理基本計画

発 行 令和3年9月
中野区

編 集 中野区環境部ごみゼロ推進課
〒165-0024
東京都中野区松が丘1-6-3
電話 03(3228)5563



*中野区ホームページ（トップページ） <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp> ▶

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。